

10 特別職の報酬などの状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額など
給料	市長	933,000円
	副市長	780,000円
	教員	702,000円
報酬	議長	482,000円
	副議長	429,000円
	議員	407,000円
期末手当	市長	(27年度支給割合) 4.05月分
	副市長	4.05月分
	教員	4.05月分
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100
	副市長	給料月額×在職月数×30/100
	教員	給料月額×在職月数×30/100

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

11 人口1万人当たりの職員数(平成28年4月1日現在)

行田市	66.5人	県内市平均	67.5人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.4人、最も多い市は109.9人となっており、行田市は最少市から数え25番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分		対前年増減数
	平成27年	平成28年	
一般行政部門	337人	338人	1人
特別行政部門(教育・消防)	181人	179人	△2人
普通会計の計	518人	517人	△1人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	40人	39人	△1人
合計	558人	556人	△2人

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成27年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
平成27年度	83,249人	千円 26,275,433	千円 1,470,676	千円 4,715,361	17.9%

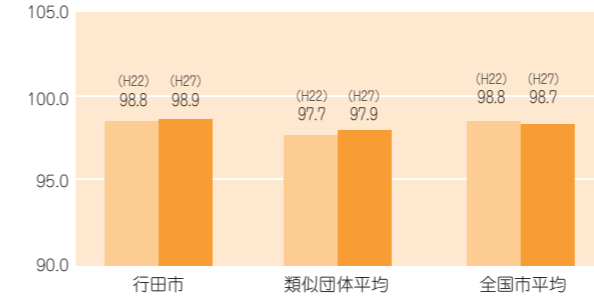
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末手当	計B	
平成28年度	518人	千円 1,999,273	千円 487,626	千円 807,343	千円 3,294,242	千円 6,056

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計にかかるものは含みません。職員手当には退職手当を含みません。なお、()は再任用短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況
① 一般行政職 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	40.7歳	317,615円	370,606円
埼玉県	43.3歳	335,158円	383,875円
国	43.5歳	334,283円	408,996円
類似団体	42.3歳	319,936円	355,183円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	54.8歳	355,150円	389,883円
埼玉県	54.5歳	352,609円	393,587円
国	50.2歳	289,141円	328,318円
類似団体	50.0歳	317,404円	338,663円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

5 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	183,300円	183,300円	176,700円
行政職 高校卒	149,000円	149,000円	144,600円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	280,386円	309,750円	355,236円
行政職 高校卒	—	—	—

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。なお、高校卒は該当する職員がいません。

7 行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹	課長 副参事 幹	次長	部長 参事	
職員数	55人	122人	113人	83人	77人	52人	12人	14人	528人
構成比	10.4%	23.1%	21.4%	15.7%	14.6%	9.8%	2.3%	2.7%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤労手当

行田市	国
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)
勤労手当 1.60月分 (0.75月分)	勤労手当 1.60月分 (0.75月分)

行田市	国
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当(平成28年4月1日現在)

行田市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。

～事業を営んでいる方へ～ 償却資産の申告が必要です

平成29年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をすることがあります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備など(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書受付期間

平成29年1月4日(水)～31日(火)

▶その他

平成28年度分の申告をしている方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ

同課資産税担当(内線234)

